〈広 告〉


関西電力認定電気工事　紀の川市指定水道工事
リフォーム工事　オール電化
松井電気株式会社
お住まいのことなら
一度ご相談下さい!!
紀の川市中山170-1
TEL 73-5190
FAX 73-6461

OKAI 株式会社 おかい商店
和歌山県紀の川市
粉河517-6
地域に合った商材の提供をモットーに、自社オリジナル商品の開発にも力を注いでいます。専門知識を持った社員が、お客様のご要望に適したより良い商品の提供を致します。修理なども承ります。お気軽にご相談ください。
農業資材・農業機械
TEL 0736-73-3261
受付時間8:00～17:00
お気軽にお問い合せください。
紀の川市　おかい商店　検索

水まわりを元気にする
給排水衛生設備
浄化槽設備
・水道工事・宅内下水道
・リフォーム・オール電化
・ユニットバス
・システムキッチン
・浄化槽・太陽光発電
紀の川市指定上下水道工事店
有限会社 三谷商会
TEL.0736-77-3168
FAX.0736-77-7316
紀の川市西大井142-1

YSS
上下水道・空調・給排水衛生設備
浄化槽設備・電気設備・土木工事　設計施工
株式会社 山中総合設備
紀の川市貴志川町井ノ口1286
TEL (0736) 64-2052(代)
FAX (0736) 64-5928

電気・空調設備工事設計施工
オール電化・太陽光発電
紀の川市指定・水道工事一式
給排水衛生設備・合併浄化槽設備
リフォーム工事一式
家庭電化製品・販売・修理
Niida
株式会社 仁井田電機
代表取締役 仁井田　晋二
紀の川市桃山町神田126-2
TEL (0736) 66-1052
FAX (0736) 66-1468

関西電力認定　電灯・電力・設計施工
紀の川市指定　給排水・衛生・上下水道工事
有限会社 山田電業社
代表取締役 山田　誠司
紀の川市桃山町市場175
TEL (0736) 66-0035番
FAX (0736) 66-1819番

紀の川市指定工事業
土木・建築/水道工事・
給排水設備工事
総合請負
和合設備
紀の川市貴志川町丸栖1516
TEL0736-64-4549

電気・水道工事のことなら
おまかせください。
AEW
(株)赤路電気水道
和歌山県紀の川市田中馬場153-1
TEL:0736-77-0006
FAX:0736-77-6747
見積もり・ご相談は
お問い合わせは、フリーダイヤル・行くよ!良いわ!
0120-194-418

紀の川市指定給水装置工事事業者 紀の川市指定排水設備工事事業者
給排水衛生設備工事・浄化槽設備工事・公共下水道接続工事
igc
井口水道工業所
紀の川市打田1219-4
TEL 0736-77-3460
FAX 0736-77-5797


## 市・紀の海クリーンセンターにおいて収集若しくは受入できない廃棄物

専門業者や民間処理業者等にご相談ください。

| 種類 | | 概要 |
|---|---|---|
| リサイクルが義務化されているもの | 家電リサイクル品目 | テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機 |
| | PCリサイクル対象製品 | ノート型パソコン、デスク型パソコン |
| | 自動車・二輪車および関連部品 | 自動車・二輪車リサイクル法 |
| 産業廃棄物 | | 一般廃棄物施設では産業廃棄物は処理できません |
| 事業所等から排出される不燃性粗大ごみ | | 産業廃棄物 |
| 特別管理一般廃棄物として指定されている対象物 | | ・廃エアコン、廃テレビ、廃電子レンジに含まれるPCB（ポリ塩化ビフェニル）を使用した部品<br>・医療機関等から排出される血液等の付着した包帯、脱脂綿、注射針等の感染性病原体を含むもの又はおそれのあるもの |
| ガスボンベおよび消火器、灯油、ニス、ガソリン、スレート等の爆発物並びに危険物 | | 処理困難物 |
| 農薬容器、農業用ビニール、農機具 | | 処理困難物 |
| 重量物および破砕が困難な堅牢なもの | | 処理困難物 |
| 土砂およびガレキ | | 処理困難物 |
| 建築および増改築等に伴う建築廃材 | | 処理困難物 |
| 一辺の長さが2.5mを超過する粗大ごみ | | 処理困難物 |
| 塩化ビニール、ボタン電池、ピアノ | | 処理困難物 |
| 処理施設の機能に支障をきたすおそれがあるもの | | 処理困難物 |

# 上水道事業

☎問合せ　水道総務課　水道工務課

## 水道使用に関する手続き

### 水道の使用を開始するとき

休止していた水道を再度使用するときは、開始届を水道総務課に提出してください。（給水装置の所有者と使用者の記名押印、開栓手数料2,200円が必要です）

### 水道の使用を休止するとき

転出、転居、長期間水道を使用しないときは、休止届を水道総務課・各支所に提出してください。（給水装置の所有者と使用者の記名押印が必要です）

### 水道の使用者を変更するとき

売買や相続等により水道の使用者を変更するときは、使用者変更届を水道総務課・各支所に提出してください。（給水装置の所有者と新使用者の記名押印が必要です）

### 給水装置の所有者を変更するとき

売買や相続等により給水装置の所有者を変更するときは、所有者変更届を水道総務課・各支所に提出してください。
（新旧所有者の記名押印と印鑑証明等の添付が必要です）

## 水道工事の申し込み

### 水道工事（新設・改造・撤去等）を行うとき

新たに水道を引く場合等水道工事を申し込むときは、給水装置工事申込申請書類を水道工務課に提出していただく必要がありますので、事前に市指定給水装置工事業者に依頼してください。

なお、工事費用等は自己負担となります。

また、新設では水道加入金が別途必要です。

| 口径 | 水道加入金 | 口径 | 水道加入金 |
|---|---|---|---|
| 13mm | 257,000円 | 40mm | 2,468,000円 |
| 20mm | 617,000円 | 50mm | 3,805,000円 |
| 25mm | 956,000円 | 75mm | 8,588,000円 |
| 30mm | 1,388,000円 | 臨時用 | 51,000円 |

（指定給水装置工事業者は、本市ホームページでご確認ください）

〈広 告〉


電気・水道・空調・通信工事設計施工
大西電設株式会社
和歌山県知事（特一95号）
リフォーム・
お住まいのことなら
私達に
おまかせ下さい!!
紀の川市粉河410-7 〒649-6531
TEL.(0736) 73-3235

オール電化・エアコン工事認定
住宅リフォーム
関西電力認定　紀の川市・岩出市指定
電気・水道のハヤシ
hayashi
株式会社 林工業所
紀の川市桃山町元409-4
(代)☎66-0079 FAX66-1079

電気
空調工事
住宅設備
設計施工
上下水道設備工事
株式会社 池テック
☎ (0736) 77-6833
(0736) 77-3347
FAX (0736) 77-5625
紀の川市打田1295-2
お気軽にお問い合わせください

## 水道料金について

**水道料金の算定方法**

本市では、2か月毎に水道メーター検針を実施し、この間の使用水量を「前期分」、「後期分」に等分し（端数が生じた場合は「前期分」に計上）、メーター口径に応じた「基本料金」と等分した水量に応じた「従量料金」の合計額をもって水道料金とし、検針月と検針翌月の2回に分けて請求させていただいています。

なお、水道料金の単価（基本料金、従量料金）については、下記のとおりです。

| 口径 | 基本料金 | 従量料金 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 1~10㎥ | 11~20㎥ | 21~30㎥ | 31~40㎥ | 41㎥~ |
| 13･20mm | 1,029円 | 42円（円/㎥） | 154円（円/㎥） | 174円（円/㎥） | 185円（円/㎥） | 206円（円/㎥） |
| 25mm | 1,645円 | | | | | |
| 30mm | 2,366円 | | | | | |
| 40mm | 4,114円 | | | | | |
| 50mm | 6,377円 | | | | | |
| 75mm | 14,298円 | | | | | |

基本料金と従量料金の合計額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

**水道料金の支払い**

水道料金の納期限（口座振替日）は、毎月24日（休日の場合は翌営業日）です。

お支払いには、納入通知書による窓口納付（市役所、取扱金融機関、コンビニエンスストア）と口座振替の方法があります。

安心、便利な口座振替を推進しています。

ご利用の取扱金融機関に口座振替依頼書を提出してください。（口座振替依頼書は金融機関窓口にあります。お客様番号が分かる「使用水量のお知らせ」等と通帳印を持参してください）

※口座振替取扱金融機関
紀の里農業協同組合、紀陽銀行、きのくに信用金庫、近畿労働金庫、南都銀行、池田泉州銀行、ゆうちょ銀行

# 下水道事業

☎問合せ　下水道課

## 公共下水道事業

**利用できる地域**　旧打田地区（上野、打田、東大井、西大井、花野の各一部）
旧粉河地区（粉河、上田井、深田、松井の各一部）
旧那賀地区（名手市場、藤崎、王子の各一部）
旧桃山地区（市場、元、段、調月の各一部）
旧貴志川地区（丸栖、北山の各一部）
※詳しくは下水道課にお問い合わせください。

**受益者負担金**　1敷地あたりの基本金額（10万円）＋50円×土地の所有面積（㎡）

**助成金**　供用開始後3年以内に接続すると交付しています。
※ただし、交付には条件がありますので、詳しくは下水道課にお問い合わせください。

**使用料**　基本料金（10㎥まで）1,404円
以後1㎥増えるごとに172円（消費税込）
水道の使用水量＝下水道の使用水量として算定します。
※井戸水のみの世帯や、水道水と井戸水の併用世帯につきましては算定方法が異なりますので、詳しくは下水道課にお問い合わせください。

## 特定環境保全公共下水道事業

**利用できる地域**　旧貴志川地区の長山団地

**受益者負担金**　10万1,940円

**使用料**　基本料金（10㎥まで）1,468円
以後1㎥増えるごとに
（11㎥から60㎥まで）126円（消費税込）
（61㎥から）　156円（消費税込）

特定環境保全公共下水道事業につきましては今後、公共下水道事業に統合する予定となっていますので、統合後の料金体系につきましては公共下水道事業の使用料となります。詳しくは下水道課にお問い合わせください。

## 農業集落排水事業

**利用できる地域**　旧桃山地区の善田の一部
旧貴志川地区の西山の一部

**受益者負担金**　40万円

**使用料**　基本料金2,057円／戸
排水料金　617円／人（消費税込）

# 浄化槽

☎問合せ　環境衛生課

## 浄化槽を設置したら

浄化槽は、微生物のはたらきを利用して汚水を浄化する装置であるため、微生物が活躍しやすい環境を保つように維持管理を行うことが大切です。

浄化槽の維持管理は、保守点検・清掃・法定（水質）検査の3つがありますが、それぞれ定期的に実施することが法律で義務づけられています。

**保守点検（浄化槽法第10条）**

保守点検は、浄化槽の運転状況の点検や装置の調整、修理、消毒剤の補充等を定期的に行います。

浄化槽の型式等により点検回数が定められており、県の登録を受けた保守点検業者に行ってもらわなければなりません。

**清掃（浄化槽法第10条）**

年1回以上、浄化槽内に溜まったスカムや微生物によって分解された汚泥等を汲み取るとともに、装置の洗浄を行わなければなりません。

**法定（水質）検査（浄化槽法第7・11条）**

使用開始後の3～5か月間に1回、その後は年に1回、和歌山県知事が指定する検査機関公益社団法人和歌山県水質保全センターによる水質検査を受けなければなりません。

## 浄化槽設置整備事業

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、浄化槽（合併浄化槽）を設置する者に対し、その設置に要する経費の一部を予算の範囲内で補助金を交付します。（ただし、下水道事業認可区域、農業集落排水事業実施区域を除く）

**補助金額**　5人槽 …… 332,000円
6～7人槽 …… 414,000円
8から50人槽 …… 548,000円
※浄化槽設置補助金の補助条件を満たし、単独処理浄化槽から合併浄化槽に転換する場合の既存単独浄化槽の撤去費用…上限90,000円

**補助条件**
- 年度内（4月1日から翌年3月31までの期間）に、①住宅または店舗付住宅（住宅部分の延床面積が全体の2分の1以上の建物）に浄化槽を設置し、②設置場所に住民登録を行い、③浄化槽管理講習会を受講できる人で、④市町村民税等を完納している人。
- 毎年3月31日までに、浄化槽の設置完了届が受理され、補助金実績報告書を提出すること。

# 飼い犬の管理

☎問合せ　環境衛生課

## 犬の登録

狂犬病予防法により、生後91日以上の犬は、生涯に1回の登録が義務づけられています。

登録は環境衛生課・各支所・出張所または紀の川市・岩出市の動物病院で行ってください。

登録をすると「犬の鑑札」が交付されますので、必ず首輪に取り付けてください。

## 狂犬病予防注射

狂犬病予防法により、生後91日以上の犬の所有者は、狂犬病予防注射を毎年1回受けさせ、注射済票の交付を受けることが義務づけられています。

紀の川市・岩出市内の動物病院では、予防注射とともに注射済票の交付も受けられます。

それ以外の動物病院では、予防注射を受けた証明書を発行してもらい、環境衛生課・各支所・出張所で注射済票の交付を受けてください。

## 登録内容の変更

登録した犬が死亡したり、飼い主の氏名や住所が変わったときは、速やかに届け出をしてください。



〈広 告〉

トイレの汲取・浄化槽の清掃維持管理
有限会社 溝畑
紀の川市打田1099-1
㈹☎77-2187
FAX.77-1089

和歌山県知事登録　第86岩-001号
㈱和歌山水質管理センター
浄化槽の維持管理 ● 貯水槽の清掃管理業務 ● 公共下水道接続工事
浄化槽の機器補修及び取替修繕工事　産業廃棄物収集運搬業
本　社
和歌山県岩出市西国分618-5
TEL（0736）62-3556　FAX（0736）62-3857
紀の川営業所
紀の川市名手市場1293-5
TEL（0736）75-3560
和歌山営業所
和歌山市井辺91-2
TEL（073）472-1718

〈広 告〉

排水管つまり清掃
凡ゆる
浄化槽保守点検
汲取り　其の他
桃山清掃有限会社
代表取締役　仲谷雄二
紀の川市桃山町市場638-1
TEL0736-66-1051

粉河地区担当
し尿汲取・浄化槽清掃維持管理
(有)新栄
紀の川市杉原8-3
☎73-2636
FAX73-8887

永遠の旅立ちをお手伝い
ペットの火葬・葬儀・供養
料金表（税別）

| 体重別 | 種類 | ①合同火葬 | ②個別火葬 | ②立会火葬 |
|---|---|---|---|---|
| 1kg未満 | 小鳥・小鳥・ハムスター・リス | 8,000円 | 11,000円 | 15,000円 |
| 1kg~3kg未満 | 猫・ウサギ・小犬 | 13,000円 | 18,000円 | 23,000円 |
| 3kg~7kg未満 | 小型犬 | 15,000円 | 20,000円 | 25,000円 |
| 7kg~15kg未満 | 中型犬 | 20,000円 | 25,000円 | 30,000円 |
| 15kg~25kg迄 | 中・大型犬 | 25,000円 | 32,000円 | 39,000円 |
| 25kg~30kg迄 | 大型犬 | | 39,000円 | 46,000円 |

●30kg以上はご相談ください。
●上記、料金表にはお迎え料・納骨料（個別・立会火葬の場合は骨壺）を含みます。但し、個別火葬後の合同供養塔への納骨料、また納骨堂使用料は含まれておりません。
麗宝グループ
ペットメモリアル 紀の川
紀の川市東国分407-13　受付／6:00~23:00
詳しくはお気軽にお問合せ下さい。　ペットメモリアル紀の川　検索
年中無休　☎0736-77-0789

## 犬の飼い方

次のことを守って他人に迷惑をかけないようにしましょう。
①必ずつないで飼う。
②散歩をさせるときもリードを放さず、他人に脅威を与えないようにする。
また、ふんの後始末を確実に行う。
③万一、飼うことができなくなったときは、環境衛生課・各支所・出張所に連絡してください。

- 登録手数料 …… 3,000円
- 鑑札再交付手数料 …… 1,600円
- 注射済票交付手数料 …… 550円
- 注射済票再交付手数料 …… 340円

# 火葬

☎問合せ 環境衛生課

## 火葬場

| 名　称 | 住　所 | 電話番号 |
|---|---|---|
| 那賀斎場 | 紀の川市北涌71 | 0736-75-9666 |
| 五色台聖苑 | 海草郡紀美野町国木原577-4 | 073-489-5505 |

## 火葬料等

| 区　分 | 市　民 | 市民外 |
|---|---|---|
| 12歳以上 | 20,000円／1体 | 50,000円／1体 |
| 12歳未満 | 10,000円／1体 | 25,000円／1体 |
| 16週以上の死胎 | 10,000円／1胎 | 25,000円／1胎 |
| 16週未満の死胎 | 5,140円／1胎 | 12,850円／1胎 |
| その他 | 5,140円／1件 | 12,850円／1件 |

〈広 告〉

# 消費生活相談窓口

☎問合せ 商工観光課

巧妙な手口による高額な商品の購入・サービスの勧誘といった悪質商法による被害は、決して人ごとではありません。「おかしいな」・「怪しいな」と思ったら、勇気を出してキッパリ・ハッキリ断りましょう。困ったときやトラブルに巻き込まれたときは、一人で悩まずに消費生活相談窓口や消費生活センターに、すぐに連絡してください。

## クーリング・オフを活用しましょう

クーリング・オフとは、いったん契約してしまっても法律で定められた期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。ただし、訪問販売でも、乗用車や使用してしまった消耗品等一部適用されないものもあります。
※通信販売はクーリング・オフできません。

**クーリング・オフの方法**

- 契約書を受け取った日を含めて、定められた期間内に、はがき等の書面で行います。簡易書留等記録の残る方法で郵送します。
- 「契約を解除する」旨を明記し、既払い金の返金、商品の引き取り等を求めます。
- はがきの場合は、表と裏のコピーを保管します。
- 個別クレジット契約をした場合は、同時に信販会社にも「契約を解除する」旨を通知します。

＜事業所への通知例＞

□□□-□□□□

簡易書留

（事業者住所）
（事業社名）
御中

通知書

契約年月日　○年○月○日
商品名　○○○○
契約金額　○○○○円
販売会社　○○○株式会社
販売担当者　○○○○○

上記契約は解除します。
支払い済みの○○○○円を返金し、商品お引き取りください。

（通知を出した年月日）
（自分の住所・氏名）

＜信販会社への通知例＞

□□□-□□□□

簡易書留

（信販会社住所）
（信販会社名）
御中

通知書

契約年月日　○年○月○日
商品名　○○○○
契約金額　○○○○円
販売会社　○○○株式会社
販売担当者　○○○○○

上記契約は解除します。

（通知を出した年月日）
（自分の住所・氏名）

## 相談窓口

**紀の川市消費生活相談窓口（紀の川市役所 商工観光課）**
TEL 0736-79-3919
場　所　紀の川市役所 南別館2階相談室（小）
- 専門相談員による消費者相談
第2・4水曜日午後1時～4時
- くらしの窓口（紀の川くらしのネットワーク）
毎週水曜日午後1時～3時

**和歌山県消費生活センター**　TEL 073-433-1551
平日 午前9時～午後5時、土日 午前10時～午後4時
※祝日・年末年始は休み　※土日は電話相談のみ

**消費者ホットライン**　TEL 188（イヤヤ！）
お住まいの近くにある消費生活センター等の相談窓口につながります。受付時間は相談窓口によって異なります。

**警察総合相談**　TEL ＃9110（携帯電話からも可）
土日、祝日および夜間は、「当直に接続」または「留守番電話」のいずれかになっています。お住まいの都道府県警察の相談窓口をご利用ください。

**法テラス（日本司法支援センター）**
TEL 0570-078374／TEL 03-6745-5600（IP電話から）
平日 午前9時～午後9時、土 午前9時～午後5時
※日・祝日・年末年始を除く

# 情報公開制度

☎問合せ 総務課

市が持っている公文書を請求に応じて開示します。ただし、開示することによって、個人のプライバシーや法人、団体等の正当な権利や利益が侵害されたり、市の事務事業の適正な執行に支障を及ぼすと判断した場合は開示できません。

# 個人情報保護制度

☎問合せ 総務課

個人情報を保護するために、市が持っている個人情報の取扱いに関する基本的な事項を条例等で定めています。自己に関する個人情報について、開示請求する権利と、開示された個人情報に誤りがあれば訂正するように請求する権利と、不適法な利用があれば利用停止するように請求する権利が保障されています。

# 紀の川市メール配信サービス

☎問合せ 情報推進課

「紀の川市メール配信サービス」について、「防災情報」カテゴリを登録していただくと、J-ALERTシステム（全国瞬時警報システム）と連携した『緊急地震速報（震度4以上）』『紀の川市への各種気象警報』等の情報が瞬時にメールにて配信されます。

エリアメールと異なり、紀の川市以外の場所にいても紀の川市の情報が手に入りますので便利です。

**「紀の川市メール配信サービス」で配信する情報**

- 防犯・不審者・交通安全情報
- 工事・通行規制情報
- 観光・イベント情報
- 防災情報
- 行政情報
- 生活と健康

**登録方法**

登録用メールアドレス

①携帯電話・スマートフォンから
登録用メールアドレス
kinokawa@entry.mail-dpt.jpへ
空メールを送付してください。
本登録の方法についてのメールが届きますので手順に従って登録をしてください。

①パソコンから
メール配信サービスウェブサイトからどうぞ。
https://mail.cous.jp/kinokawa/

※ドメイン指定が必要な場合はcity.kinokawa.lg.jpを登録してください。
※このサービスは無料でご利用できますが、メール受信のための通信費がかかります。
※古い携帯電話は、新しい暗号化方式（SHA－2）のサーバ証明書に対応していないため、「本登録」に必要な専用サイトへの接続ができません。ご自分の携帯電話が対応しているかどうかは、ご契約の携帯電話会社へお問い合わせください。

# 農業・林業

☎問合せ 農業林業振興課

## 農業振興地域制度

優良農地について農用地区域を定め、その区域では原則として農地転用を禁止し、農業振興の基礎となる農用地の確保を図っています。農用地等を農用地区域から除外する場合は、農用地利用計画の変更手続きが必要となります。

## 有害獣被害防止対策事業

農作物を有害獣から守るために、電気柵やワイヤーメッシュ柵等の設置に係る経費を支援します。

## 有害鳥獣捕獲事業

有害鳥獣の被害防止のために、アライグマの捕獲檻の貸し出しや、猟友会と連携してイノシシ等の捕獲活動を行っています。

## 農業者の認定制度

農業者が経営の改善を目的に計画を作成する認定農業者の制度や、農業経営を開始して5年を経過していない農業者が、達成すべき目標を立て計画を作成する認定新規就農者の制度があります。認定を受けた人には各種支援制度があります。

## 森林の届出

地域森林計画の対象となっている森林において立木を伐採するときには、森林法に基づく伐採の届出等を市へ提出する必要があります。
森林の所有者が変更になった場合は市への届出が必要となります。

## 農地の売買、貸借、転用

☎問合せ 農業委員会事務局

農地を売買・貸借したり、宅地等に転用するとき、農地法に基づき県知事や農業委員会の許可が必要となりますので、事前にご相談ください。
なお、許可等を受けないで行った農地の売買・貸借や転用には、法的な効力がないだけでなく、処分又は罰則が適用される場合があります。

## 農業者年金

☎問合せ 農業委員会事務局

農業者の安心で豊かな老後のために、農業者年金の加入を促進しています。納めた保険料は、全額社会保険料控除の対象になる等、税制上の優遇措置があります。

# 建設

☎問合せ 都市計画課

## 開発について

紀の川市内で開発を行う場合は、「都市計画法」および「紀の川市開発指導要綱」に沿って事業を実施してください。また、開発を行おうとする場合は、事前に、都市計画課と協議してください。

## 建物の建築

都市計画区域内および確認適用地区※において、建物を建築する場合は、原則として建築確認申請の手続きが必要です。なお、都市計画区域外であっても、原則として工事届が必要となります。

※確認適用地区：高野全域、竹房の一部

## 都市計画、建築基準法上の建築制限

都市計画区域内で建物を建築する場合は、建物の大きさ等の制限があります。主要な制限は下記のとおりです。

| | 地域 | 線引き | 用途 | 建ぺい率(%) | 容積率(%) |
|---|---|---|---|---|---|
| 都市計画区域内 | 調月及び最上の一部、市場、元、段、段新田、神田 | 非線引き | 指定なし | 60 | 200 |
| | 上記地域以外の都市計画区域 | 非線引き | 指定なし | 70 | 200 |

その他、宅地造成工事規制区域、都市計画道路、斜線制限等の規制がありますので、詳細はお問合せください。

## 住宅の耐震診断・補強設計・耐震改修補助制度・耐震ベッド、シェルター設置補助

木造住宅の耐震診断（国、県、市が負担するため無料）、非木造住宅の耐震診断（国、県、市が一部補助）を行っています。

また、耐震診断の結果耐震性が低い建物の耐震設計、耐震改修（建替えを含む）、耐震ベッド等を設置する場合は費用の一部の補助が受けられます。

次に掲げる要件に該当する住宅

①紀の川市内に存する個人所有の住宅
②昭和56年5月31日以前に着工された専用住宅、併用住宅、長屋又は共同住宅
③木造の場合は構造が次に掲げる工法以外であるもの
（ア）枠組壁工法　（イ）丸太組工法
（ウ）建築基準法（昭和25年法律第201号）旧第38条の規定に基づく認定工法
④地上階数が2以下で、かつ、延べ面積が200㎡以下のもの
⑤申込者が市税を完納していること

### 道路に張り出している樹木等の管理について（お願い）

市道に張り出した樹木で、通行に支障!?と感じたことはありませんか？

張り出した樹木は、車両や歩行者の通行の妨げとなりますので、所有者（管理者）は、伐採や枝払い等定期的な管理をお願いします。

皆さんが使う大切な道路です。ご協力よろしくお願いします。

# 地籍調査

☎問合せ 地籍調査課

地籍調査は、国土調査法（昭和26年6月1日法律第180号）に基づく調査の一つであり、主に市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量するものです。

「地籍」とは、いわば「土地に関する戸籍」のことです。

我が国において、土地に関する記録として広く利用されている登記所に備え付けの地図（公図）は、その半分ほどが、いまだに明治時代の地租改正時に作られた地図（字限図）等をもとにしたものです。

公図は、境界、形状等が現実とは違う場合があります。また、土地登記簿に記載された土地の面積も、正確でない場合があるのが実態です。地籍調査の成果（地籍簿および地籍図）の写しは登記所に送付し、登記所において、これまでの土地登記簿は更新され、地籍図は不動産登記法第14条地図として備え付けられます。これらは、その後の土地取引の円滑化、土地にかかるトラブルの未然防止、災害等復旧事業を円滑に進めることにつながります。

### 地籍調査の成果に関する資料の交付手数料

- 筆界点座標値（1筆 500円）
- 図根点座標値（20点までごとにつき 500円）
- 地籍集成図（A3：1枚 500円）
- 地籍調査の成果に関する証明（1件 200円）

# 交通防犯

## 放置自転車

☎問合せ 危機管理課

駅や歩道等の公共の場所に自転車を長期間放置しないでください。駐輪場に放置されれば、駐輪スペースがなくなり、また歩道の点字ブロック上に放置されれば視覚障害者等の通行の妨げになる等多大な迷惑を被ります。

また、自転車が放置されることによって、自転車窃盗等の犯罪を誘発する起因となります。よって、このような放置自転車には紀の川市条例に基づき、警告札を貼付し、期間内に移動されない場合は撤去措置を講じます。（撤去費用は所有者より徴収させていただく場合があります。）

# 紀の川市営駐車場

☎問合せ 企画調整課

通勤・通学・お出かけの際に、鉄道やバス等の公共交通をご利用いただく、「パークアンドライド」を推進するために、JR粉河駅前において市営駐車場を開設しています。

### 駐車場の情報

| 名　称 | 第1駐車場（駅北側） | 第2駐車場（駅南側） |
|---|---|---|
| 場　所 | 紀の川市粉河1514-4（駅まで徒歩2分） | 紀の川市粉河826（駅まで徒歩3分） |
| 収容台数 | 64台 | 35台 |
| 使用料 | 月極利用の場合　月額　5,100円<br>1日利用の場合　日額　500円 | |
| 利用申込先 | 紀の川市商工会（駅南側）<br>住所：紀の川市粉河878-2　TEL：0736-74-3000<br>※ご利用を希望される場合は、事前にお問合せください。 | |



# 議会・選挙

## 市議会

☎問合せ 議事調査課

### 議会運営の流れ

市議会は、年4回（3月、6月、9月、12月）開かれる定例会と必要に応じて開かれる臨時会があります。

市議会で行われる会議には、本会議と委員会があります。

**本会議**

市長から提出される議案等を審議し、市議会の最終的な意思を決める会議です。また、各定例会では、議員が市の事務について質問したり意見を述べたりする一般質問が行われます。

**委員会**

議会の最終的な決定は、本会議で行われますが、案件を効果的、専門的に審査するために委員会が設けられています。

委員会には、常に設置されている「常任委員会」と必要に応じて設置される「特別委員会」があり、また、議会の円滑な運営を図るための「議会運営委員会」があります。

### 請願・陳情

請願や陳情は、地方公共団体の機関に対して要望等を行うもので、誰でも提出することができます。

「請願」は、議員（1人以上）の紹介が必要であり、紹介の必要のないものが「陳情」です。どちらも議長あてに提出してください。

### 傍聴

**本会議の傍聴**

本会議は一般に公開されており、誰でも傍聴することができます。

傍聴スペースには、一般席30席、報道関係者席、また補聴支援用の磁気ループ補聴システムや車いす利用者用スペースがあります。

**委員会の傍聴**

委員会の傍聴は、本会議と異なり委員長の許可を必要とします。傍聴を希望する人は、事前に議会事務局まで申し出てください。

### 議会だより

市議会での審議の内容を、定例会ごとに年4回（2月、5月、8月、11月の1日付け）発行し、各ご家庭に配布しています。

### 紀の川市議会ホームページ（市ホームページ内）

議員名簿、委員会構成、議会日程、一般質問、議決結果、本会議会議録、市議会だより等を掲載しています。

## 選挙

☎問合せ 選挙管理委員会事務局

### 投票所

選挙当日の投票所および投票日時は、選挙時にお手元に送付予定の投票所入場券でご確認ください。

### 期日前投票

選挙当日に都合で投票できない人は、事前に期日前投票をすることができます。

期日前投票のできる期間は、各選挙の公示日または告示日翌日から投票日前日までです。

期日前投票所の場所及び投票時間は、投票所入場券の裏面に記載のとおりです。

### 不在者投票

仕事や旅行等で、選挙期間中、紀の川市以外の市区町村に滞在している人や老人ホーム、病院等に入居・入院されている人は、不在者投票ができます。また、身体障害者手帳、介護保険の被保険者証等をお持ちの人で一定要件に該当の人は、申請して認められれば郵便等による不在者投票ができます。

# 生涯学習・スポーツ

## 生涯学習施設

| 施設名称 | 所在地 | 電話番号 |
|---|---|---|
| 打田生涯学習センター | 西大井363 | 77-3140 |
| 古和田教育集会所 | 古和田696 | 77-5986 |
| 東国分教育集会所 | 東国分91-1 | 77-5985 |
| 東大井教育集会所 | 東大井393-3 | 77-6954 |
| 粉河ふるさとセンター | 粉河580 | 73-3312 |
| 那賀総合センター | 名手市場1456 | 75-2221 |
| 西元町教育集会所 | 名手市場22 | 75-4741 |
| 総合センター桃山会館 | 桃山町調月384 | 66-2288 |
| 貴志川生涯学習センター | 貴志川町長原447-1 | 64-2273 |
| 河北図書館 | 西大井363 | 78-2010 |
| 河南図書館 ※ | 貴志川町神戸327-1 | 64-4614 |
| 川原公民館 | 野上95-2 | 73-3312（粉河ふるさとセンターへ） |
| 上名手公民館 | 江川中872 | 75-2594 |
| 名手公民館 | 名手市場665 | 75-3579 |
| 那賀公民館 | 那賀総合センター内 | 75-2221 |
| 王子公民館 | 後田91 | 75-4000 |
| 麻生津公民館 | 北涌489 | 75-3873 |
| 丸栖コミュニティセンター | 貴志川町丸栖658 | 64-7270 |
| 東貴志コミュニティセンター | 貴志川町岸小野180 | 64-3877 |
| 西貴志コミュニティセンター | 貴志川町長山24 | 65-2211 |
| 中貴志コミュニティセンター | 貴志川町上野山28 | 65-1155 |
| 歴史民俗資料館 | 東国分671-1 | 77-0090 |
| 史跡紀伊国分寺跡歴史公園 | 東国分 | 77-0090（歴史民俗資料館へ） |
| 旧名手宿本陣 | 名手市場641 | 75-3129 |
| 旧南丘家住宅 | 粉河3310 | 77-2511（生涯学習課へ） |
| 青少年センター | 貴志川町上野山256 | 64-9888 |

※2F・3Fは管財課所管　※市外局番は0736

### 打田生涯学習センター

打田生涯学習センターは、打田地区公民館と河北図書館の併設館です。

当センターは紀の川市役所庁舎の西隣に位置し、海神川を挟んでウッドデッキやオープンスペースが広がる環境にも優しく、紀の川市のほぼ中央に位置する生涯学習施設です。

打田地区公民館には、防音設備を設け壁面に鏡を設置したスタジオや、電動ろくろや電気がまを設置した陶芸・工作室、プロジェクター、スクリーンを設置した視聴覚室や、会議・講演会等さまざまな用途に対応可能な学習室があります。

さらに、約9万冊収容可能な河北図書館も備わっており、市民の学習・文化活動を支援すると同時に、市民の憩いの場として活用いただけます。

所在地　紀の川市西大井363（市庁舎西隣り）
TEL　0736-77-3140
開館時間　午前9時～午後5時まで（ただし、午後5時以降の利用がある場合は、午後10時まで）
休館日　(1)月曜日
(2)国民の祝日に関する法律に規定する休日
(3)12月29日から翌年1月3日まで

### 粉河ふるさとセンター

粉河ふるさとセンターは、京奈和自動車道紀の川東インターから約3㎞の距離で紀ノ川のほとりに位置する複合施設で、コンサートや演劇等に利用できる752名収容の大ホール並びに床面積260㎡の多目的に使用できる小ホールを併設する文化施設と最大収容人数84名の視聴覚室をはじめ会議室2室、調理室、美術室、和室を備える公民館施設と各種イベントに利用いただくことが出来る野外ステージがあります。

所在地　紀の川市粉河580
TEL　0736-73-3312
開館時間　午前9時～午後5時まで（ただし、午後5時以降の利用がある場合は、午後10時まで）
休館日　(1)月曜日
(2)国民の祝日に関する法律に規定する休日
(3)12月29日から翌年1月3日まで
※文化ホール等は第2火曜日休館

### 那賀総合センター

那賀総合センターは紀の川市東部地域に位置し、周辺には国の重要文化財である旧名手宿本陣や県指定文化財の光明寺の松といった歴史と文化のある閑静な町並みの中にあります。

センターでは地域の文化祭等様々な行事を行っており、公民館活動の拠点にもなっている等、年齢に関係なく幅広い人々が集える場となっています。

所在地　紀の川市名手市場1456
TEL　0736-75-2221
開館時間　午前9時～午後5時まで（ただし、午後5時以降の利用がある場合は、午後10時まで）
休館日　(1)月曜日
(2)国民の祝日に関する法律に規定する休日
(3)12月29日から翌年1月3日まで

### 総合センター桃山会館

地域の学習拠点として、公民館講座や各種教室の開催、自主学習活動、ボランティア活動の支援等に取り組みながら、地域住民の方々にとって最も身近に感じられるような、誰でも利用しやすい総合的な地域活動の拠点施設です。

所在地　紀の川市桃山町調月384
TEL　0736-66-2288
開館時間　午前9時～午後5時まで（ただし、午後5時以降の利用がある場合は、午後10時まで）
休館日　(1)月曜日
(2)国民の祝日に関する法律に規定する休日
(3)12月29日から翌年1月3日まで

### 貴志川生涯学習センター

文化ホールと地区公民館の併設館です。文化ホールは「かがやきホール」として年数回の自主文化事業や発表会、講演会等に利用され、公民館は様々なクラブ活動や公民館講座を開催しています。生涯学習の拠点として活動を支援する施設です。

所在地　紀の川市貴志川町長原447-1
TEL　0736-64-2273
開館時間　午前9時～午後5時まで（ただし、午後5時以降の利用がある場合は、午後10時まで）
休館日　(1)月曜日
(2)国民の祝日に関する法律に規定する休日
(3)12月29日から翌年1月3日まで
※文化ホール等は第2火曜日休館

## 地区公民館の分館

### 丸栖コミュニティセンター

所在地　紀の川市貴志川町丸栖658
TEL　0736-64-7270
開館時間　午前9時～午後5時まで（ただし、午後5時以降の利用がある場合は、午後10時まで）
休館日　(1)月曜日・火曜日
(2)国民の祝日に関する法律に規定する休日
(3)12月29日から翌年1月3日まで

### 東貴志コミュニティセンター

所在地　紀の川市貴志川町岸小野180
TEL　0736-64-3877
開館時間　午前9時～午後5時まで（ただし、午後5時以降の利用がある場合は、午後10時まで）
休館日　(1)月曜日・火曜日
(2)国民の祝日に関する法律に規定する休日
(3)12月29日から翌年1月3日まで

### 西貴志コミュニティセンター

所在地　紀の川市貴志川町長山24
TEL　0736-65-2211
開館時間　午前9時～午後5時まで（ただし、午後5時以降の利用がある場合は、午後10時まで）
休館日　(1)月曜日・火曜日
(2)国民の祝日に関する法律に規定する休日
(3)12月29日から翌年1月3日まで

### 中貴志コミュニティセンター

所在地　紀の川市貴志川町上野山28
TEL　0736-65-1155
開館時間　午前9時～午後5時まで（ただし、午後5時以降の利用がある場合は、午後10時まで）
休館日　(1)月曜日・火曜日
(2)国民の祝日に関する法律に規定する休日
(3)12月29日から翌年1月3日まで

### 図書館

| | 河北図書館 | 河南図書館 |
|---|---|---|
| 住所 | 〒649-6417<br>紀の川市西大井363 | 〒640-0413<br>紀の川市貴志川町神戸327-1 |
| 電話番号 | 0736-78-2010 | 0736-64-4614 |
| 愛称 | ひこばし | おりひめ |
| 開館時間 | 【平日】<br>午前9時30分～午後7時<br>【土日祝日】<br>午前9時30分～午後6時 | 【平日】<br>午前10時～午後7時30分<br>【土日祝日】<br>午前10時～午後6時 |
| 休館日 | 月曜日・第4火曜日（祝日と重なるときは翌日）<br>特別整理期間、年末年始 | 木曜日・第3火曜日（祝日と重なるときは翌日）<br>特別整理期間、年末年始 |
| 特徴 | • 豊富なタイトル数が自慢の雑誌コーナー<br>• 書架間の幅が広く車イスでも楽々移動することができます<br>• 明るく開放的な館内<br>• 公民館との複合施設なのでギャラリー展示も楽しめます | • 飲み物の持込可能な学習コーナー（55席）<br>• カウンター席、ソファ等利用目的に応じた多様な閲覧席が計125席<br>• 明るく開放的な館内 |

## 紀の川市歴史民俗資料館

紀の川市歴史民俗資料館は、史跡紀伊国分寺跡に隣接して建てられています。
紀の川市の古代文化や歴史をきめ細かく解りやすく数々の展示物で紹介しています。

開館時間　午前9時から午後4時まで
休 館 日　(1)月曜日・火曜日　(2)国民の祝日の翌日
(3)12月29日から翌年1月3日まで
住　　所　〒649-6405　紀の川市東国分671
交　　通　JR和歌山線　下井阪駅から北へ徒歩10分
電話番号　0736-77-0090

# スポーツ施設

**施設予約については、P82～83の打田生涯学習センター、粉河ふるさとセンター、那賀総合センター、総合センター桃山会館、貴志川生涯学習センターにお問い合わせください。**

### グラウンド

| 施設 | 住所 | 電話番号 | FAX | 面数 | 使用料(1面1時間あたり) | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 市内 | 市外 |
| 市民公園多目的広場(打田若もの広場) | 花野604 | 0736-78-2212 | 0736-78-2212 | 2 | 540円 | 1,080円 |
| 粉河河北緑地(粉河運動場) | 粉河地先紀の川河川敷 | 0736-73-3312 | 0736-73-8353 | 6 | | |
| 粉河西部運動場 | 北志野560 | 0736-73-3312 | 0736-73-8353 | 1 | | |
| 粉河中部運動場(旧粉河中学校運動場) | 粉河1479 | 0736-73-3312 | 0736-73-8353 | 1 | | |
| 愛宕池公園多目的グラウンド | 麻生津中1068 | 0736-75-3434 | － | 2 | | |
| 奥安楽川広場 | 桃山町善田362 | 0736-66-2288 | 0736-66-2289 | 1 | | |
| 貴志川スポーツ公園ソフトボール場 | 貴志川町井ノ口1411-10 | 0736-64-5344 | 0736-64-8983 | 3 | | |
| 長山ふれあい公園多目的広場 | 貴志川町長山277-735 | 0736-64-7224 | 0736-64-7224 | 1 | | |

### 野球場

| 施設 | 住所 | 電話番号 | FAX | 面数 | 使用料(1面1時間あたり) | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 市内 | 市外 |
| 貴志川スポーツ公園野球場 | 貴志川町井ノ口1411-10 | 0736-64-5344 | 0736-64-8983 | 1 | 1,080円 | 2,160円 |

### 体育館

| 施設 | 住所 | 電話番号 | FAX | 面数(バレーコート基準) | 使用料(1面1時間あたり) | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 市内 | 市外 |
| 市民体育館(メインアリーナ) | 花野604-2 | 0736-77-4051 | 0736-78-3451 | 3 | 860円 | 1,720円 |
| 市民体育館(サブアリーナ) | | | | 1 | | |
| 粉河体育館(旧粉河中学校体育館) | 粉河1479 | 0736-73-3312 | 0736-73-8353 | 3 | 540円 | 1,080円 |
| 粉河武道館(旧粉河中学校格技場) | 粉河1479 | 0736-73-3312 | 0736-73-8353 | 1 | | |
| 那賀体育館 | 名手西野114-1 | 0736-75-4141 | 0736-75-4141 | 3 | | |
| 桃山勤労者体育センター | 桃山町調月349-1 | 0736-66-2288 | 0736-66-2289 | 2 | | |
| 貴志川体育館 | 貴志川町長原447-1 | 0736-64-2273 | 0736-64-9750 | 3 | | |

### テニスコート

| 施設 | 住所 | 電話番号 | FAX | 面数 | 使用料(1面1時間あたり) | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 市内 | 市外 |
| 市民公園テニスコート | 上野354-83 | 0736-77-1677 | 0736-77-1677 | 6 | 540円 | 1,080円 |
| 粉河河北緑地(粉河運動場)テニスコート | 粉河地先紀の川河川敷 | 0736-73-3312 | 0736-73-8353 | 4 | | |
| 愛宕池公園テニスコート | 麻生津中1068 | 0736-75-3434 | － | 2 | | |
| 貴志川スポーツ公園テニスコート | 貴志川町井ノ口1411-10 | 0736-64-5344 | 0736-64-8983 | 8 | | |

### 夜間照明

| 施設 | 住所 | 電話番号 | FAX | 面数 | 使用料(1面1時間あたり) | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 市内 | 市外 |
| 粉河西部運動場 | 北志野560 | 0736-73-3312 | 0736-73-8353 | 1 | 1,620円(内ナイター料1,080円) | 3,240円(内ナイター料2,160円) |
| 粉河中部運動場(旧粉河中学校運動場) | 粉河1479 | 0736-73-3312 | 0736-73-8353 | 1 | | |
| 那賀中学校 | 穴伏462-1 | 0736-75-2221 | 0736-75-2659 | 1 | | |
| 調月小学校 | 桃山町調月1101 | 0736-66-2288 | 0736-66-2289 | 1 | | |
| 貴志川スポーツ公園ソフトボール場 | 貴志川町井ノ口1411-10 | 0736-64-5344 | 0736-64-8983 | 1 | | |
| 市民公園テニスコート | 上野354-83 | 0736-77-1677 | 0736-77-1677 | 6 | 1,080円(内ナイター料540円) | 2,160円(内ナイター料1,080円) |
| 貴志川スポーツ公園テニスコート | 貴志川町井ノ口1411-10 | 0736-64-5344 | 0736-64-8983 | 5 | | |

### ゲートボール場

| 施設 | 住所 | 電話番号 | FAX | 面数 | 使用料(1面1時間あたり) | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 市内 | 市外 |
| 市民公園ゲートボール場 | 上野354-83 | 0736-77-1677 | 0736-77-1677 | 3 | 210円 | 430円 |
| 粉河河南緑地ゲートボール場 | 杉原・風市地先紀の川河川敷 | 0736-73-3312 | 0736-73-8353 | 10 | | |
| 愛宕池公園ゲートボール場 | 麻生津中1068 | 0736-75-3434 | － | 1 | | |
| 長山ふれあい公園ゲートボール場 | 貴志川町長山277-735 | 0736-64-7224 | 0736-64-7224 | 2 | | |

### パークゴルフ場

| 施設 | 住所 | 電話番号 | FAX | 使用料(1ゲーム(9ホール2周)) | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 大人(中学生以上) | 小人(小学生以上) | 高齢者(65歳以上) | 障害者 |
| 紀の川市パークゴルフ場 | 窪598-1 | 0736-78-1977 | 0736-78-1977 | 430円 | 210円 | 320円 | 320円 |

### トレーニングルーム

| 施設 | 住所 | 電話番号 | FAX | 使用料(1回2時間) | | 定期利用(1か月) | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 市内 | 市外 | 市内 | 市外 |
| 那賀体育館トレーニングルーム | 名手西野114-1 | 0736-75-4141 | 0736-75-4141 | 210円 | 640円 | 1,080円 | 5,400円 |
| 貴志川トレーニングプラザ | 貴志川町長原447-1 | 0736-64-1350 | － | | | | |

### 陸上競技場

| 施設 | 住所 | 電話番号 | FAX |
|---|---|---|---|
| 桃源郷運動公園陸上競技場 | 桃山町最上1147-11 | 0736-66-2558 | 0736-66-2558 |

| 設備 | 使用料 | 設備 | 使用料 |
|---|---|---|---|
| 競技場(専用使用) | 1時間3,080円 | 電動ライン代 | 1回3,080円 |
| 競技場(個人使用) | 1時間200円 | イベント用テント | 1張1回510円 |
| サブグラウンド | 1時間1,020円 | ストップウォッチ | 1個1回100円 |
| 放送設備(一式) | 1回2,050円 | ハンドマイク・拡声装置 | 1台1回200円 |
| 全自動計時装置(一式) | 1回10,280円 | メインスタンド会議室1 | 1時間510円 |
| 陸上競技用具・器具(一式) | 1種目1回3,080円 | メインスタンド会議室2 | 1時間300円 |
| 陸上競技附帯設備(一式) | 1種目1回1,020円 | 管理事務所会議室(1室) | 1時間300円 |
| サッカー競技用具(一式) | 1回3,080円 | | |

### プール

| 施設 | 住所 | 電話番号 | FAX | 幼・小・中学生 | 高校生・一般 |
|---|---|---|---|---|---|
| 市民公園プール | 上野354-83 | 0736-77-1677 | 0736-77-1677 | 210円 | 310円 |
| 那賀Ｂ＆Ｇ海洋センター | 名手市場405 | 0736-75-5510 | － | 210円 | 310円 |

# 各課の紹介

## 各課の紹介

市外局番は(0736)

| 部　名 | 課　名 | 業　務 | 電話番号 | FAX番号 |
|---|---|---|---|---|
| 議会事務局 | 議事調査課 | 市議会のこと | 77-2511 | 77-0862 |
| 市長公室 | 秘書課 | 秘書、行事祝辞、褒章、表彰　等 | | 77-7290 |
| | 広報広聴課 | 広報、広聴　等 | | 77-4910 |
| 企画部 | 企画調整課 | 重要施策の企画、行政改革、男女共同参画、国際交流、交通政策　等 | | |
| | 財政課 | 予算編成・運用、財政計画、市債、地方交付税、財政事情の公表　等 | | 77-0917 |
| | 企業立地推進課（土地開発公社） | 企業誘致、工業団地維持管理　等 | | |
| | 情報推進課 | 電算システムの管理・運営、地域情報通信基盤の管理・運営　等 | | 77-4910 |
| 総務部 | 総務課 | 固定資産評価審査委員会、公平委員会、監査委員、選挙、個人情報保護、条例・規則の制定等、統計　等 | | |
| | 人事課 | 職員の人事・採用、職員研修、職員の給与・福利厚生　等 | | |
| | 管財課 | 庁舎・構内の管理、公用車、普通財産の管理・処分、物品の調達・契約、工事等の入札・契約　等 | | |
| | 市民税課 | 市税の賦課・徴収、固定資産税の評価　等 | | 77-3125 |
| | 収税課 | 市税の滞納処分、公売、納税相談　等 | | |
| 危機管理部 | 危機管理課 | 危機管理、災害対策本部、防災計画、防災訓練・研修、交通安全、生活安全、不当要求防止　等 | | 77-2514 |
| | 消防防災課 | 消防、防災、防災行政無線　等 | | |
| 市民部 | 市民課 | 住民基本台帳、印鑑登録、外国人登録、行政相談、戸籍、マイナンバー　等 | | 79-3924 |
| | 国保年金課 | 国民健康保険、国民年金、心身障害児（者）医療、子ども医療、ひとり親家庭医療、老人医療、後期高齢者医療保険、鞆渕診療所の管理・運営　等 | | 77-0913 |
| | 人権啓発推進課 | 人権啓発、人権委員会、人権擁護委員、古和田会館・井阪文化会館の管理・運営　等 | | 77-0914 |
| | 環境衛生課 | 環境保全、不法投棄防止、浄化槽、動物の死骸処理、狂犬病予防、火葬場の管理・運営　等 | | |
| | 廃棄物対策課 | ごみ、収集業務　等 | | |
| 地域振興部 | 地域振興課 | 区長会、NPO、各支所の連絡調整　等 | | 79-3950 |
| | 粉河支所 | 各行政手続き　等 | 73-3311 | 73-6162 |
| | 那賀支所 | 各行政手続き　等 | 75-3111 | 75-3117 |
| | 桃山支所 | 各行政手続き　等 | 66-1100 | 66-1681 |
| | 貴志川支所 | 各行政手続き　等 | 64-2525 | 64-6599 |
| | 鞆渕出張所 | 各行政手続き　等 | 79-0001 | 79-0393 |
| 保健福祉部 | 社会福祉課 | 生活保護、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、戦没者遺族等援護　等 | 77-2511 | |
| | 高齢介護課 | 介護保険、介護予防、高齢者福祉、地域包括支援センター　等 | | 79-3926 |
| | 障害福祉課 | 障害福祉サービス、障害者手帳、障害に関する相談　等 | | |
| | 子育て支援課 | 子どもに係る手当、ひとり親家庭に係る手当、児童虐待・児童相談、保育所、学童保育、子育て支援センター　等 | | |
| | 健康推進課 | 乳幼児健診、各種健診、健康相談・保健指導、健康づくり　等 | | 79-3934 |
| 農林商工部 | 農業林業振興課 | 農業・林業の振興、有害鳥獣防止対策、財産区　等 | | 79-3928 |
| | 農地課 | 農道、林道、水路、ため池、土地改良、治山　等 | | |
| | 商工観光課 | 商工業の振興、消費者行政、雇用対策、シルバー人材センター、観光事業　等 | | |
| 建設部 | 建設総務課 | 市道管理、道路・法定外公共物の許認可申請、管内図　等 | | 79-3932 |
| | 道路河川課 | 市道の新設・改良・維持補修　等 | | |
| | 住宅管理課 | 市営住宅、住宅新築資金等貸付金の償還　等 | | 77-3133 |
| | 都市計画課 | 都市計画、住宅の耐震化促進、開発協議、建築確認　等 | | |
| | 下水道課 | 下水道　等 | | 79-3932 |
| | 地籍調査課 | 地籍調査、登記　等 | | 77-3176 |
| 水道部 | 水道総務課 | 上水道、水道料金　等 | | 77-0912 |
| | 水道工務課 | 水道施設の設計・施工・修繕、給水工事、漏水調査　等 | | 79-3932 |
| 会計課 | 会計課 | 現金の出納・保管、決算の調製　等 | | 79-3924 |
| 教育部 | 教育総務課 | 教育委員会、学校施設管理　等 | | 77-0917 |
| | 学校教育課 | 児童・生徒の保健・安全、学校教育方針、学校給食　等 | | |
| | 生涯学習課 | 生涯学習、図書館、青少年教育、文化財、生涯学習施設　等 | | |
| | 生涯スポーツ課 | 生涯スポーツの振興、体育施設、スポーツ少年団　等 | | |
| 農業委員会 | 農業委員会事務局 | 農地の売買・賃貸・転用、農業者年金　等 | | 79-3928 |






About a digital book

紀の川市暮らしのガイドブックが
電子書籍に!!

わが街事典®

パソコンやあなたのお手持ちの携帯端末でご覧になれます!

紀の川市ホームページからも電子書籍がご覧になれます。

- パソコン版
- iPadアプリ版
- iPhoneアプリ版
- Androidアプリ版

無料
閲覧に伴う通信料はご負担ください

「わが街事典」電子書籍の特徴

パソコンでの閲覧はもちろん、お手持ちの携帯端末にダウンロードすることで、簡単に持ち運びでき、お好きなシーンで活用できます。使いやすいインターフェイスと電子書籍ならではの拡大・縮小機能で、どこでもどなたでもご利用いただけます。

いつでも持ち歩ける利便性

ダウンロード方法や対応端末など詳しくはこちら

http://www.scinex.co.jp/wagamachi/ebook/support.html